第三十六号の十一様式（第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（Ａ４）

定期検査報告概要書（遊戯施設）

（第一面）

【1．所有者】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【2．管理者】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【3．報告対象遊園地等】

【イ．所在地】

【ロ．名称のフリガナ】

【ハ．名称】

【4．報告対象遊戯施設】

【イ．検査対象遊戯施設の台数】（　 　　台）

【ロ．指摘の内容】 　　要是正の指摘あり　　 　台 （うち既存不適格　　 　台）

要重点点検の指摘あり　　 　台　 　指摘なし　　 　台

【ハ．指摘の概要】

【ニ．改善予定の有無】 □有（令和 　　 年 　　 月に改善予定） 　 　 □無

【ホ．その他特記事項】

定期検査概要書（遊戯施設）

　遊戯施設の状況等　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第二面）

【1.遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ．確認済証交付年月日】　　　　　 　　 　　 年 　　 月 　　 日 　第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号

【ロ．確認済証交付者】　　　□ 建築主事　　　□ 指定確認検査機関　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【ハ．検査済証交付年月日】　　　　　 　　 　　 年 　　 月 　　 日 　第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号

【ニ．検査済証交付者】　　　□ 建築主事　　　□ 指定確認検査機関　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【2．検査日等】

【イ．今回の検査】 　令和 　　 年 　　 月 　　 日実施

【ロ．前回の検査】 □ 実施　 （　　 　　 年 　　 月 　　 日報告）　 □ 未実施

【ハ．前回の検査に関する書類の写し】 □ 有　　　□ 無

【3．検査者】

（代表となる検査者）

【イ．資格】　　　　 （　　　　）建築士　　　　　（　　　　　）登録　 第 号

昇降機等検査員 　　　 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

 （　　　　）建築士事務所（　　　　　）知事登録　 第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【ト．電話番号】

（その他の検査者）

【イ．資格】　　　　 （　　　　）建築士　　　　　（　　　　　）登録　 第 号

昇降機等検査員 　　　 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

 （　　　　）建築士事務所（　　　　　）知事登録　 第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【ト．電話番号】

【4．保守業者】

【イ．名称】

【ロ．郵便番号】

【ハ．所在地】

【ニ．電話番号】

【5．遊戯施設の概要】　（番号　　　　　　　　　　　　　）

【イ．種別】 □ 高架の遊戯施設（令第138条第2項第二号）

 □ 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（令第138条第2項第三号）

【ロ．固有名称】

【ハ．一般名称】

【ニ．仕様】　　　 （総定員） （乗物数） （乗物当たり定員） （定常走行速度又は定常円周速度）

　　　 (　　　人） （　　×　　編成）　 （　　人） 　　　　　 （　　　　km/h又はm/min）

　　　 （最高部高さ） 　 （走路全長） 　　 （回転直径） （勾配又は傾斜角度）

　　　 (　　　　　　m）　（　　　　　　m） 　（　　　　　　m）　　　 （　　　度）

【ホ．ウォーター　（滑走路本数）　（高低差）　（滑走路全長）　（滑走路平均勾配）　（揚水装置台数）　（吐出量）

　　　スライド仕様】　(　　　本）　 （　　　m）　（　　　m）　　　（　　　度）　　　　（　　　台） （　　　m3/min）

【ヘ．製造者名】

【6．検査の状況】

【イ．指摘の内容】 　□ 要是正の指摘あり 　　　　（ □ 既存不適格）

 　□要重点点検の指摘あり □指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】□ 有 （令和 　　 年 　　 月に改善予定）　　　　　　□ 無

【ニ．その他特記事項】

【7．不具合の発生状況】

【イ．不具合】　　　　□ 有　　　　□ 無

【ロ．不具合記録】　　□ 有　　　　□ 無

【ハ．不具合の概要】

【ニ．改善の状況】　　□ 実施済　　□ 改善予定 （令和 　　 年 　　 月に改善予定）

　　　　　　　　　　　□ 予定なし　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【8．備考】

（注意）

　この様式には、第三十六号の十様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等内に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。